

疾対第810号  
令和8年3月4日

障害福祉課長殿  
介護保険課長殿

疾病対策課長

### 結核の定期健康診断実施後の報告期日について

施設の従事者及び入所者については、感染症法により結核の結核の定期の健康診断を実施し（法第53条の2）、都道府県知事（保健所長経由）へ報告すること（法第53条の7）が義務づけられており、別添のとおり周知をお願いしているところです。

この度、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正に伴い、令和8年度より報告期日が下記のとおり変更となります。

つきましては、貴課所管の対象施設（奈良市除く）に対し周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 【変更前】：「一月ごとに取りまとめ、翌月の10日まで」に通報又は報告する  
【変更後】：「毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとにとりまとめ、同年4月10日までに」に通報又は報告する

※報告様式等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/item/84960.htm#itemid84960>

担当	奈良県福祉保険部医療政策局 疾病対策課 感染症係 TEL 0742-27-8612 FAX 0742-27-8262
----	---